

日本における「貧困」問題について

高原 悠矢

はじめに

貧困の密集地帯として、主にアフリカ地方などの発展途上国が取り上げられることが多いが、貧困は発展途上国だけの問題ではない。日本のような先進国でも、貧困は発生している。日本はモノが溢れかえる経済大国である一方、貧困大国であるともいわれている。日本の街では、やせ細って今にも飢え死にしそうな人を見かけることはないが、「相対的貧困」として貧困が内在化しているのである。

本研究の第1節では、日本における貧困について定義し、多様な貧困の捉え方、加えて日本の生活保護制度の現状と課題について考察する。第2節、第3節では、さまざまな要因からなる相対的貧困の原因について分析する。第4節では、第1節から第3節を踏まえたうえで、日本に必要な貧困対策、特に雇用政策について考察する。

相対的貧困が発生する原因やその状況、環境を分析し、それを踏まえて改善策を講じることによって、日本における相対的貧困を改善することができるのではないだろうか。

第1節 貧困の捉え方と日本の現状

1.1 貧困とは

始めに、貧困という用語について定義する。貧困は、「絶対的貧困」と「相対的貧困」の2つに分けることができる。

絶対的貧困とは、国際貧困ラインである1日2.15ドル未満での生活を強いられる状況を指す¹。このような貧困は主に発展途上国にみられ、食べ物や飲み物を買うことも難しい状況である。そのため、貧困層であることを視認できるという点が特徴として挙げられる。

一方、相対的貧困とは、所得が全世帯の中央値の半分以下である状況を指す²。このような貧困は、主に先進国でみられる。先進国では物価が高く、日々の生活におけるインフラへの依存度が高くなるため、国際貧困ラインの1日2.15ドルを超えていたとしても、ある程度の収入がないと「健康で文化的な最低限度の生活」を維持することができない。

ここで、先進国の「絶対的貧困」について考察する。先進国における貧困の境界は、社会のメンバーとして生きていくのに必要な費用にその基準が置かれるべきだと考えられており、言い換えれば「あってはならない状態」ということができる。貧困の境界設定にはさまざまな見方があるが、日本では生活保護基準が貧困の境界として利用されている。生活保護水準が貧困の境界

¹ 世界銀行（2022）。

² 落合（2019）p. 170.

の役割を果たすと同時に、この制度で救済される人を選ぶ基準にもなっている³。

2021年時点での日本の相対的貧困ラインは127万円とされており、相対的貧困層が全人口のうちに占める割合は15.4%である⁴。これは、日本人の約6人に1人が相対的貧困に該当することを意味している。OECD加盟国と比較すると、日本は38か国中下から8番目となっており、先進国の中でも相対的貧困率が特に高いといえる。相対的貧困の特徴として、生活様式や所持品などから貧困層であることを判別しにくいということが挙げられる⁵。例えば、ファストファッションを着て、スマートフォンを持ち、ファストフードを食べるという生活は、一見すると都市部に暮らす中間層に見える。しかし、コストが安く最も入手しやすい商品を選んだ結果が自然とこのような生活スタイルを形成している可能性がある。そのうえ、このように先進国では身なりや生活様式の基準が高くなっているため、格差に応じた身なりや生活様式を選択するということができなくなっているともいえる。

1.2 ケイパビリティ・アプローチ

貧困の捉え方として、アマルティア・センが提唱した「ケイパビリティ・アプローチ」というものがある⁶。これは、貧困を潜在性、すなわち個人が秘める可能性の多寡で測定するというものである。このアプローチにおいて、貧困とは単に金銭を多く持たないということではなく、未来に開かれた可能性を持たないということを指す。そのため、現在の収入が少なくても給与の上昇が見込める、転職してよりよい条件で働ける可能性がある場合は貧困に該当せず、一方で改善の見込みのない閉ざされた環境での生活を強いられている場合は、所得があつたとしても貧困に該当する。このアプローチを用いたとき、特に不利な立場に置かれていると考えられているのは「ひとり親世帯」「高齢者」「子ども」の三者である。この三者の貧困は、単に生活に困窮するだけではなく、貧困によってその先の人生の選択肢が限定され、そこからの復帰が困難になるケースが多い⁷。

1.3 日本の生活保護の現状

この項では、生活保護制度における自立支援の現状と課題について論じる。生活保護制度は、日本の社会保障制度の中で最後のセーフティネットとして位置づけられているが、その目的は最低限度の生活を保障すると同時に、自立の助長を図ることにある。しかし、制度運用において「自立支援」が十分に機能しているかどうかについては、依然として多くの議論が存在する⁸。

³ 岩田（2007） pp. 44-51.

⁴ 厚生労働省（2023） p. 14.

⁵ 落合（2019） pp. 170-172.

⁶ 落合（2019） p. 152.

⁷ 落合（2019） pp. 174-178.

⁸ 厚生労働省（2022a） p. 3.

平成 27 年 3 月をピークに生活保護受給者数は減少傾向にあるものの、高齢者世帯や単身世帯の割合が増加している⁹。2025 年の厚生労働省の被保護者調査によると、非保護実人員数は約 200 万人となっており、対前年同月と比較すると約 2 万人減少している。世帯類型別に見ると、高齢者世帯が約 90 万世帯と全世帯の 55%を占めており、そのうち約 85 万世帯（全体の約 52%）が単身世帯となっている¹⁰。

このような状況を改善するため、就労自立支援プログラムや就労準備支援事業といった施策が実施されている。自立支援プログラムでは、経済的給付に加え、福祉事務所が組織的に被保護者の自立支援を行う制度への転換を目的としている。金銭管理支援・入院患者退院支援・高齢者、障害者の健康管理支援などの「日常生活自立」、年金受給権整理・被保護者就労支援事業・生活保護受給者等就労自立促進事業・被保護者就労準備支援事業などの「経済的自立」、高齢者、元ホームレス、引きこもりの者等に対するボランティア活動参加促進等の「社会生活自立」の 3 つの自立を掛け合わせた支援を行っている¹¹。

1.4 日本の生活保護の課題

しかし、これらの施策には課題もある。高齢化や就労機会の格差が拡大していることにより、受給者が「就労による自立」に移行しにくい状況が顕著である。あわせて、精神疾患や障害を抱える人々も一定数存在しており、従来型の「就労支援」によるアプローチだけでは不十分な側面がある。加えて、自治体ごとの実施体制や支援員の専門性に格差がみられ、支援内容が必ずしも均一に提供されているわけではない。さらに、生活困窮者自立支援制度との役割分担が明確でないなど、制度間の連携不足も課題として指摘されている¹²。

以上のことから、生活保護における自立支援の課題は、大きく分けて 3 点挙げられる。1 つ目は、高齢者や障害者といった「就労困難層」に対して、就労以外の多様な自立支援の形を認める必要があることである。2 つ目は、自治体間の支援体制格差を是正し、全国的に一定水準の支援を確保することである。そして 3 つ目は、生活困窮者自立支援制度や地域福祉資源との連携を強化し、支援の切れ目をなくすことが求められることである¹³。

生活保護制度の本来の理念である「最低限度の生活保障」と「自立助長」を両立させるためには、就労支援に偏重しない包括的な支援のあり方が不可欠になる。そのためには、制度的な柔軟性を高めるとともに、地域社会全体で受給者を支える仕組みを構築することが重要であると考えられる¹⁴。

⁹ 厚生労働省（2022b）p. 2.

¹⁰ 厚生労働省（2025a）.

¹¹ 厚生労働省（2022a）p. 3.

¹² 厚生労働省（2022a）p.18.

¹³ 厚生労働省（2022a）p. 6.

¹⁴ 厚生労働省（2022a）p. 7.

第2節 相対的貧困の原因分析

ここからは、先進国において相対的貧困が発生している原因について分析する。相対的貧困はさまざまな形で見られ、外在的・内在的に評価すると複数の要因に区分することができる。

2.1 労働市場の二極化とギグ・エコノミーの貧困

ギグ・エコノミーとは、インターネットを通じた単発や短期の仕事である。日本では、食品の宅配サービスのウーバーイーツ、フリーランスに仕事を発注できるランサーズなどが挙げられる。これらのプラットフォームでは、雇用者は個人事業主として仕事をしているため、誰にも管理されずに自分のペースで仕事ができる。一見、自由な働き方に見えるが、その労働単価は低く抑えられている。その上に、一部のサービスでは福利厚生や保険、有給休暇がないといった問題がある。そのため、これを本業とすれば低所得が続き仕事の継続性も低いため、相対的貧困に陥りやすいといえる。そして、仕事を通じた人間関係の広がりもごくわずかで、業務経験も蓄積されないという点も相対的貧困につながるといえる¹⁵。

このような「スキマバイト」を取り扱うアプリは乱立しており、インターネットを通じた単発や短期の仕事の数が増加しているといえるが、その運営には問題点がある。それは、事業者と労働者の力関係が圧倒的に事業者側に優位であり、事業者ファーストとなっている点である。具体的には、事業者側の急なキャンセルである。これは、事業者側と労働者側の契約締結のタイミングが原因になっている。スキマバイト最大手のタイミーの規約では、業務当日のQRチェックインが契約締結にあたるようである。これは、労働者が勤務日に職場まで行き、所定のQRコードを読み込んだ時点で初めて契約が成立するということである。つまり、それより前は雇用契約自体が存在しないということである。これでは、通勤中に事故に遭った場合に労災が適用されないなど、福利厚生の恩恵を受けられない。労働契約法では、労働契約は使用者と労働者の合意によって成立するとされている。労働契約法とアプリの規約とのズレが、このような事業者側の急なキャンセルの原因になっていると考えられる¹⁶。

事業者側のキャンセルの期限はアプリによって異なるが、先に挙げたタイミーでは業務開始の24時間前まで可能となっており、当日のキャンセルについては事業者が労働者に交通費・報酬金額の一部補償を支払うとしている。しかし、補償を得るには、労働者側が自らカスタマーセンターに問い合わせをする必要がある。現状では、労働者側が泣き寝入りをするケースが多いようである。その一方で、労働者側のキャンセルは業務開始の48時間前からペナルティが発生する。複数回のキャンセルを繰り返すと、一定期間アプリを使用することができなくなる。このように、キャンセルのルールについては事業者側に優位になっているといえる。加えて、事業者側から勤務時刻より前から出勤を求められたり、終了時刻前の早上がりを命じられたりした際に

¹⁵ 落合（2019）pp. 172-173.

¹⁶ 藤田（2025）.

その賃金が支払われないことや、休憩時間を取ることができないこともある。さらに、女性限定、20歳から30歳の男性限定といったような性別や年齢を限定した不適切な求人もあり、現在のギグ・エコノミー市場は事業者が低賃金な労働力を獲得するための無法地帯となっているともいえるだろう¹⁷。

このような状況の中、ギグ・エコノミーという非正規雇用の拡大は続いている。上で述べたように、この雇用形態の本質は不安定雇用である。2012年の派遣法改正によって、日雇い派遣は原則禁止となったが、それは不安定な雇用で生計を立てる人を生み出さないという目的が含まれていた¹⁸。しかし、「スキマバイト」という形で再び同じ状況が生まれる可能性がある。所得格差が急速に広がっている中、不安定な雇用であるギグ・エコノミーだけで生計を立てるような人が生み出される仕組みには一定の規制が必要になるだろう。

本来、ギグ・エコノミーは副業としての利用を主として想定されていた。しかし、現状では日雇いの形で貧困層のメイン利用が多い。このような業態の構造になっている要因として、人手不足に悩む企業側のニーズに加えて、労働者側のニーズも存在しているということが挙げられる。具体的には、スマホにアプリをダウンロードするだけですぐに登録することができ、希望に沿った条件の仕事を見つけて働くことができるという手軽さが若者をはじめとした多くの人々のニーズに合っていると考えられる。そのうえ、ギグ・エコノミーの求人は日払い制が多く、ほとんどの場合は勤務直後に報酬が支給される。そのため、その日の食事代にも困っているというような貧困層にとって良い条件であるといえる¹⁹。

ギグ・エコノミーを取り扱うプラットフォームは多様化しており、企業間での価格競争が激化している。その結果、労働単価がさらに低くなる傾向にある。その日の食事にも困っている人にとって単発の仕事は有用であるが、労働単価が抑えられていることから長期的な視点で見ると貧困層からの脱却は難しい²⁰。

あわせて、単発で短時間というその場限りの働き方が人間関係の構築を煩わしく感じる人々のニーズに合っているということも挙げられる。ブラック企業など、過酷な労働現場の多くは職場における強固な支配を特徴としている。人間関係のこじれで精神疾患を発症するといったように、心身を痛めつけられる事例も数多く存在している。そういったところから、その場限りの働き方を求める人々は少なくないと考えられる²¹。

しかし、単発の仕事は人間関係の煩わしさはないが、自分の働き方や雇用のあり方に疑問があっても誰かに相談する機会を得にくいという側面がある。そして、労働者が孤立すれば、労働者同士がつながって労働条件を改善することも困難になる²²。

加えて、単発の仕事では職業能力の蓄積が難しいことや、職業的アイデンティティの確立を妨

¹⁷ 藤田（2025）。

¹⁸ 厚生労働省（2019）p. 4.

¹⁹ 大内（2025）。

²⁰ 落合（2019）p. 173.

²¹ 大内（2025）。

²² 大内（2025）。

げるということも挙げられる²³。若年期からギグ・エコノミーを本業としていると、経済的・社会的自立の妨げになる可能性がある。親からの経済的支援の減少、学費の高騰、奨学金返済の負担増、雇用市場の低迷などといった、経済的・社会的条件の悪化により、特に若年層で貧困が拡大していると考えられる²⁴。若年層以外でも、終身雇用・年功序列型賃金の恩恵を受けられる正規雇用の枠が減少する一方で、住居費や教育費などの支出は増加している傾向にあるため、いわゆる中間層が減少し貧困層が拡大の増加が進行しているのである。

2.2 ジェンダーギャップとひとり親世帯の貧困

ひとり親世帯の貧困は、特に日本で深刻な問題となっている。厚生労働省の調査によると、2021年度において日本では親が就業しているひとり親世帯の相対的貧困率が44.5%となっており、ひとり親世帯の約半数が貧困層に該当するといえる²⁵。ひとり親世帯の相対的貧困率のOECD加盟国平均が31.1%であることから、先進国の中でも日本は過酷な状況に置かれているといえる。

この貧困の背景として、就業形態の影響が挙げられる。こども家庭庁の調査によると、2021年度においてシングルマザーの世帯数は119.5万世帯である²⁶。そして、就業している86.3%のうち、42.4%がパートや派遣社員といった非正規雇用となっており、妊娠・出産後の女性の雇用機会が限られていることが問題視されている。家事と子育てをひとりで担うため、短時間労働になってしまうケースや、子どもが病気になってしまったときにフォローしてもらえない環境に恵まれず、非正規雇用になってしまうケースがある。その上に、そもそも雇用してもらえないこともあるようである。シングルマザーにとっては、そのような雇用機会の制約がそのまま貧困に陥る原因になっているといえる²⁷。

加えて、養育費を受け取っていないシングルマザーは全体の約42%であり、収入が少なくなことは容易に想像できる²⁸。より収入の高い就業を可能にするための支援が必要である。一方で、シングルファーザーの場合では、2021年度において世帯数は14.9万世帯であり、就業している88.1%のうち非正規雇用者は4.9%である²⁹。シングルファーザーの多くは正規の職員・従業員や自営業であるといえるが、シングルファーザーの中にも就業が不安定な者がいることは事実としてあるので、そのような者への就業の支援が必要である³⁰。

上でも述べたように、シングルファーザーの多くは正規雇用である一方で、シングルマザーの多くが非正規雇用であるという点で男女格差が顕著であるといえる。ジェンダーギャップ指数

²³ 落合（2019）p. 173.

²⁴ 大内（2025）.

²⁵ 厚生労働省（2023）p. 14.

²⁶ こども家庭庁（2023）p. 4.

²⁷ 落合（2019）p. 175.

²⁸ こども家庭庁（2023）p. 8.

²⁹ こども家庭庁（2023）p. 4.

³⁰ こども家庭庁（2023）p. 6.

2024 によると、日本は 146 か国中 118 位である³¹。教育と健康については平等になってきているが、経済と政治の分野で他の国々からは後れをとっている状況である。女性の権利保護や社会進出が遅れている日本の歪みが集約されていることが、ひとり親世帯の貧困の問題点であるといえる³²。

さらに、日本では就業がひとり親世帯の貧困率の是正につながっていないことがある。生活保護の制度では、最低生活費として定められた金額の生活保護費があり、収入があった場合はその金額が支給額から減額される。生活保護を受けながら就業している者の場合、この仕組みは自ら貧困を脱しようとする者を阻害しかねない。こういった点も、ひとり親世帯の貧困の問題点だといえる³³。

2.3 家族形態の変化と高齢者の貧困

総人口に占める 65 歳以上の人口の割合を指す、高齢化率という指標がある。内閣府の調査では、2025 年 10 月時点で日本の高齢化率は 29.4%の過去最高である³⁴。これは、日本国民の約 3 人に 1 人が高齢者であることを意味しており、社会の高齢化が進行しているといえる。

そのような超超高齢社会ともいわれる状況下では、高齢者の貧困も懸念される。2021 年度において、65 歳以上の日本の貧困率は約 20%である³⁵。あわせて、厚生労働省の調査によると、2023 年度において生活保護を受けている人のうち約 55%が高齢者世帯であり、その数は約 90 万世帯である³⁶。そのうち、ほとんどが生涯単身だった者や、離別、死別で 1 人暮らしになった者といった単身世帯である。同居家族がいないことによる生活費負担の増加や、1 人分の年金収入では生活ができない状況が見て取れ、このような状況は特に深刻である。

一方で、生活保護を受けていなければ貧困ではないわけではない。内閣府の調査によると、2023 年度において高齢者世帯の所得階層別分布は 200 万円から 250 万円未満が最も多く、年収 150 万円以下をみると約 23%も該当している³⁷。生活保護の支給額は世帯の属性や自治体によって異なるが、東京都に単身で住む人の場合では 1 か月につき約 13 万円支給され、年間支給額は約 154 万円となる。これは、生活保護水準、あるいはそれよりも少ない金額の収入で暮らしている高齢者世帯が約 23%もいるということを意味する。そのうえ、2 人以上の世帯のうち、世帯主の年齢が 65 歳以上の世帯の貯蓄現在高をみると、約 14%が 300 万円未満である。上で述べた生活保護水準の値を用いると、収入がない場合は 300 万円の貯蓄がたったの 2 年間で無くなってしまふのである³⁸。

³¹ 内閣府男女共同参画局（2024）。

³² こども家庭庁（2023）p. 4.

³³ 落合（2019）p. 175.

³⁴ 総務省（2025）p. 2.

³⁵ 阿部（2024）p. 13.

³⁶ 厚生労働省（2025a）。

³⁷ 内閣府（2024）p. 8.

³⁸ 内閣府（2024）p. 10.

なぜ、高齢者が貧困に陥ってしまうのか。原因の1つとして、子世代の援助が難しいということが挙げられる。1980年代では子世代と同居し、家の維持費や生活費における負担額を減らすという三世帯同居が主流であり、収入がなくとも貧困に陥るというケースは少なかった³⁹。

しかし、1980年代には約半数を占めていた三世帯同居の世帯数は時代の流れと共に減少して世帯分離が進行し、子世代との同居は難しくなっている。さらに、子世代と別居している場合でも子どもからの仕送りがあるといったケースもあったが、子世代も仕送りができるほどの余裕がなく、援助が難しい状態になっている⁴⁰。

加えて、原因の1つとして高齢社会の進行が挙げられる。日本人は男女ともに平均寿命が80歳を超え、超高齢社会となっている。子世代の援助がなく、貯金を切り崩していく生活を長期間続けていると、生活が破綻してしまう可能性がある。高齢者は体力が衰え、持病も増えていく。その中で貧困層に転落するとそこからの自力での脱出が難しく、未来への可能性、潜在性が閉ざされている立場に陥ってしまうのである⁴¹。

2.4 ギャンブル依存症の貧困

ギャンブル依存症とは、ギャンブルにのめり込むことにより日常生活・社会生活に支障が出ている状態のことである。日本におけるギャンブル依存症の人数は、厚生労働省の2024年の調査によると、成人全体の1.7%となっている。加えて、男女比でみると男性が2.8%、女性が0.5%となっており、男性の割合が女性の約5倍高い状況である。年代別でみると、40代男性が4.4%で最も高い割合となっており、続いて30代男性が3.7%となっている⁴²。

ギャンブル依存症の問題点として、さまざまな形で日常生活・社会生活に影響をもたらすということが挙げられる。うつ病を発症するなどといった健康問題や、ギャンブル等を原因とする多重債務や貧困といった経済的問題、家庭内の不和などの家庭問題、虐待・自殺・犯罪などの社会的問題を生じることがある。さらに、ギャンブル依存症の本人が「自分は病気ではない」として現状を正しく認識できない場合もあり、放置しておく症状が悪化し、借金の問題なども深刻になっていく可能性がある⁴³。

2000年代から、公営競技ではインターネットを利用したギャンブルが普及し、よりギャンブルが身近に楽しむことができる存在となっている。ギャンブル依存症が疑われる人のうち、約20%がインターネットを利用したギャンブルの利用が増加している。インターネットの普及により、ギャンブルに触れる機会が増加しているため、ギャンブル依存症の人数が増加する可能性がある。ギャンブル依存をきっかけとした貧困もあることから、対策を講じる必要がある⁴⁴。

³⁹ 阿部（2024）p. 15.

⁴⁰ 阿部（2024）p. 15.

⁴¹ 落合（2019）p. 176.

⁴² 厚生労働省（2024a）p. 32.

⁴³ 厚生労働省（2024a）p. 103.

⁴⁴ 厚生労働省（2024a）p. 40.

第3節 子どもの貧困

3.1 収入格差と子どもの貧困の関係性

日本の子どもの貧困率は2021年時点で11.5%であり、約7人に1人が経済的に困窮した状態にあることを意味している⁴⁵。これは、等価可処分所得という世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調節した所得の中央値の半分の値に満たしていない17歳以下の子どもを対象としている。

子どもの貧困の問題として、成長過程に大きな影響を与えるということが挙げられる。その一例として、教育格差がある。四年制大学進学率を世帯収入別にみると、世帯収入の多寡で34.6ポイントの差が生じていた⁴⁶。

さらに、大学進学より遡ってみると、小学校6年生の地点ですでに収入の多寡による学力格差が存在していることが分かっている。2013年度の全国学力テストの結果を分析すると、世帯収入200万円未満の世帯と1500万円以上の世帯で、学力テストの正答率に約20%の開きが生じていた⁴⁷。

このような教育格差が生じる背景として、学校外教育機会の格差が挙げられる。文部科学省の調査によると、家庭が自己負担する教育支出のうち、約6〜7割が学校外活動費、すなわち学習塾や習い事等の費用となっている⁴⁸。経済格差による教育格差は、放課後に生まれやすくなっている。

世帯収入と学校外教育支出の関係をみると、世帯収入が高いほど学校外教育支出が多い傾向がある。世帯収入200万円未満の世帯と1500万円以上の世帯では、学校外教育支出に約3倍もの格差が生じている。親の収入の差によって塾に行くことができなかった結果、大学進学に影響を及ぼし、さらにそれが将来の所得にも影響する可能性があるということである。そして、家庭の経済状況等による格差は子どもの学習活動だけでなく、スポーツや文化芸術系の体験活動についても生じている⁴⁹。

3.2 ヤングケアラーと貧困の関係性

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がしたいことができないなど子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」のことである⁵⁰。

⁴⁵ 厚生労働省（2023）p. 16.

⁴⁶ チャンス・フォー・チルドレン（2024）.

⁴⁷ チャンス・フォー・チルドレン（2024）.

⁴⁸ 文部科学省（2022a）p. 24.

⁴⁹ チャンス・フォー・チルドレン（2024）.

⁵⁰ 堀口（2024）p. 2.

これは日本におけるヤングケアラーの定義であり、諸外国でヤングケアラーの定義は異なる。イギリスにおいては「他の人のためにケアを提供している、または提供しようとしている、18歳未満の者（ただし、ケアが契約に従って行なわれている場合、ボランティア活動として行なわれている場合は除く）」とされている⁵¹。

ヤングケアラーが担うケアの内容としては、家事、家族の介助や病院の付き添い、投薬・金銭管理、感情面での寄り添い、兄弟の世話・見守り、家族のための通訳などさまざまなものがある。このようなケアを優先するがあまり、自分の時間を持つことができず、友人関係や学校生活、進路や就職などを諦めてしまうといったように、ヤングケアラー自身の人生に大きな影響を与えてしまう可能性がある⁵²。

そのうえ、子どもがケアを担うことは貧困やひとり親という家族構成、福祉サービスの利用可能性などに起因するとされている。貧困がヤングケアラーに結び付くプロセスとしては、病気や障害のある家族がいるとき、就労や稼働収入が制限されてより高い生活コストが生じ、ひとり親世帯ではほかにケアを提供できる大人がいないことが低所得と結びつき、障害のある親は子どもに頼らざるを得なくなるということである⁵³。

日本におけるヤングケアラーの人数は、2020年12月から2021年2月にかけて厚生労働省によって全国の中高生を対象に行われた調査によると、公立中学2年生の5.7%（約17人に1人）、公立の全日制高校2年生の4.1%（約24人に1人）がヤングケアラーに該当するようである。つまり、1学級（30～40人）につき1～2人のヤングケアラーが存在することになるのである⁵⁴。

加えて、2022年1月に小学生、大学生を対象に行われた調査では、小学6年生の6.5%（約15人に1人）、大学3年生の6.2%（約16人に1人）が世話をしている家族がいると回答した。このように、ヤングケアラーはかなり身近に存在している問題だといえる⁵⁵。

上で述べたように、ヤングケアラーは数多く存在しているが、その存在は見過ごされてきた。その原因として、ケアの内容とケアに対する責任がヤングケアラー本人にとって大きな負担となっても、本人や家族にその自覚がない、または子どもでもあるため行政や福祉サービスなどに頼ることができず家庭内で負担を抱え込んでしまうことが多いということが挙げられる。子ども自身も、他の家庭環境を知るきっかけが少ないことから自分の置かれている状況を当たり前のものだと捉えてしまうことが多いようである。そのうえ、周りに家族のことを相談できる人がいないという状況にあることも多く、ヤングケアラーの存在は見過ごされてきたのである⁵⁶。

ヤングケアラーは、家族のケアを優先することで日常生活に深刻な影響を受けている。学校生活では、家族のケアを理由に十分に睡眠をとることができず、学校に遅刻する、授業中に寝てしまう、宿題ができていない、持ち物を忘れることが多い、提出物の提出が遅れることが多いとい

⁵¹ 堀口（2024）p. 2.

⁵² 堀口（2024）p. 3.

⁵³ 堀口（2024）p. 3.

⁵⁴ 厚生労働省（2020）p. 6.

⁵⁵ 文部科学省（2022b）.

⁵⁶ 堀口（2024）pp. 11-12.

った深刻な影響を受ける。加えて、ケアを理由に授業や部活動などへの参加、友人との交流といった教育や社会経験の機会を喪失するということが挙げられる⁵⁷。子どもが子どもらしく生きることができないというところに、ヤングケアラー問題の本質があるといえるだろう。

3.3 不登校と貧困の関係性

不登校と貧困も相互に関連しており、経済的な困窮が不登校の要因になったり、不登校によって家庭の経済状況が悪化したりするといったような負の連鎖に陥ることがある。文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、2023年度の小・中学校における不登校児童生徒数は約35万人となっており、前年の約30万人から15.9%増加している。児童生徒1000人あたりの不登校児童生徒数は37人（前年32人）となっており、1クラス（30～40人）につき約1人不登校児童生徒がいることになる⁵⁸。

小学校・中学校ともに、不登校児童生徒数とその割合は11年連続で増加し、過去最多を更新している。高等学校においても同様に、2023年の調査で約6万9000人となっており、前年度から約8000人（前年から約13%）増加し過去最多となっている⁵⁹。

不登校になってしまう理由として、いじめ・学校での教師、友人との関係のほかに、集金未納について先生から言われる・貧乏だからいじめられるといったような家庭の経済状況の理由も挙げられる⁶⁰。このことから、不登校と貧困は関連性が高いといえる。

2016年の国民生活基礎調査の概況によると、児童がいる世帯の62%が「生活が苦しい」と回答し、母子世帯に限ると82.7%が「生活が苦しい」と回答している⁶¹。国の定めている貧困ライン（貧困線）と、日々の生活で感じている困難さとの間にギャップがある可能性がある。

2025年現代、各自治体においても実態調査が進められているようである。岡山県が実施した「岡山県子どもの生活実態調査」をみると、約4世帯に1世帯が貯蓄の余裕がないと回答した。さらに、経済的な理由で生活に必要な支払い（光熱費、家賃など）等ができなかった経験のある世帯が23.1%に及ぶようである⁶²。そのうえ、同調査にて「学校の授業がどれくらい分かるか」という小学5年生に対する質問に対して、「半分くらいわかる又はほとんどわからない」と回答した割合が貧困層で33.2%と約3人に1人に及び、世帯所得区分が高い層の子どもたちと比べて2倍から3倍もの差があることがわかった⁶³。同様に、「夢や目標を叶えるためにがんばりたいと思うか」という小学5年生に対する質問に対しても、「がんばりたいと思わない又はがんばっても無駄だと思う」と回答している割合が貧困層で7.0%となっており、世帯所得区分が高

⁵⁷ 日本財団ジャーナル編集部（2022）。

⁵⁸ 文部科学省（2024）p. 3.

⁵⁹ 文部科学省（2024）p. 4.

⁶⁰ 文部科学省（2024）p. 22.

⁶¹ 厚生労働省（2016）p. 17.

⁶² 岡山県（2018）pp. 21-23.

⁶³ 岡山県（2018）p. 94.

い層の子どもたちと比べて2倍～3倍もの差があった⁶⁴。貧困によって子どもが学業に対してやる気を失ったり、将来に対して悲観的になったりしていることは、大きな問題だといえるだろう。

子どもの貧困の実態として、2010年代以降の日本において標準的に享受できるはずの当たり前モノ、機会が家庭の経済的状況が原因で保障されていないという事実がある。子どもの貧困問題に関する活動をしている「子どもの貧困対策センター 公益財団法人あすのば」が2017年に実施した「子どもの生活と声 1500人アンケート」にて、全国の困難を抱えている子育て世帯を中心にその生活実態について調査している。アンケートに回答した86%が年収300万円未満世帯の保護者と子どもであった⁶⁵。

公益財団法人あすのばは、子ども1人につき3万円から5万円を給付する入学・新生活応援給付金事業を実施している。その事業を通じて得たお金を何に使ったかという質問に対して、「制服」、「ランドセル」、「部活動」、「通学定期券」などが挙げられた⁶⁶。本来子どもたちに当たり前前に保障されるべきものが、家庭の経済的負担となっていることがわかる。

そのうえ、自由記述では「子どもが自ら選んで買えたことを喜んでいた」という記述があった。普段は兄や姉、知り合い等が使っていた中古品で済ませており、自分で選んで購入するという主体性も持ちにくい状況であることがわかる⁶⁷。

加えて、経済的理由により我慢した経験があるかという質問では、全体で約500人の子どもの半数以上が洋服・靴などのおしゃれ用品と回答し、約3割が塾や習い事といった課外活動と回答した⁶⁸。このように、経済的理由によって子どものときにしか経験できない貴重な機会を喪失していることは、大きな問題だといえる。

不登校と貧困は、単に1つの要因から結びついているわけではなく、経済的な貧困、親や子どもの障害、虐待、非行、ひとり親、不安定な家族関係、不安定な就労、劣悪な住宅環境、健康問題、栄養問題、DV、地域からの孤立などといった複数の要因が絡み合って結びついている。2016年9月の文部科学省による通知（不登校児童生徒への支援の在り方について）では、「不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を『問題行動』と判断してはならない」という基本的な姿勢が示された⁶⁹。

不登校状態は、単に子ども個人の問題ではなく、その生活背景から不登校になっている可能性があることを理解する必要がある。あわせて、国の調査は学校が認識している不登校のケースに限定されているため、家庭の実際の状況に関する詳細な不登校の実態を把握して要因を分析し、適切な対策を講じる必要がある⁷⁰。

⁶⁴ 岡山県（2018）p.164.

⁶⁵ あすのば（2018）p.7.

⁶⁶ あすのば（2018）p.10.

⁶⁷ あすのば（2018）p.32.

⁶⁸ あすのば（2018）p.11.

⁶⁹ 文部科学省（2016）.

⁷⁰ 文部科学省（2016）.

3.4 子どもの貧困と将来の危険性

大人の貧困層の場合は人目を忍んだ生き方を選ぶことができるが、子どもは学校生活や友達関係の中で、貧困層に対する差別や同情の視線に容赦なく晒される可能性が高い。貧しいことが原因で欲しいものが買えられないことよりも、このような格差を目の当たりにすることで本人に拭い難い劣等感を植え付けられ、自信を失ってしまうことのほうが子どもの将来にとっては深刻な問題であると考えられる。そして、親の経済的貧困によって学習や体験といった教育の機会が奪われると、貧困の再生産に陥る可能性がある。これは、教育機会の格差が子どもの学力格差や進学格差を生み、将来的には職業選択にも影響を及ぼす可能性があるということである。このように、世代を超えて格差が固定される懸念があることから、子どもの貧困は問題視されているのである⁷¹。

第4節 日本の貧困対策への政策的含意

4.1 安定した収入を得られるようにする雇用政策

ここからは、さまざまな形で表れる日本の貧困問題について、どのような対策を行っていくべきか考察する。

第2節、第3節で述べたように、日本における貧困は、雇用形態の不安定化、ジェンダーギャップや家族形態、社会保障の断絶、教育環境といった様々な要因の結果として現れている。そのため、雇用の安定化を目指す政策のみならず、ひとり親世帯への重点的な補助、誰一人取り残さない社会保障の拡充、個々人の家庭環境に合わせた教育整備など、様々な貧困対策を包括的に行っていく必要があると考えられる。

しかし、これらの貧困の要因に共通している背景として、雇用形態が不安定であることによる所得の低さが挙げられる。そのため本研究では、労働単価が安く、福利厚生や保険、有給休暇などの支援がなく不安定な雇用である非正規雇用から、労働単価が高く、企業からの充実した支援があり、安定した雇用を得ることができる正規雇用へ移行していくための雇用政策に焦点を当てる。あわせて、何らかの形で安定した雇用を失ってしまった場合でも、困窮することなく生活を送るための社会保険、生活保護といった社会保障制度についても考察する。

2023年時点での雇用者の人数については、役員を除く全体の雇用者の人数が約5730万人である⁷²。その内訳として、正規雇用者が約3600万人であり、非正規雇用者が約2130万人である。さらに、非正規雇用者のうち、正規雇用で働きたいという意味はあるが非正規雇用で働いているという不本意非正規雇用労働者は196万人存在し、非正規雇用者の約9.6%に該当する⁷³。このよ

⁷¹ 落合（2019）p. 178.

⁷² 厚生労働省（2024b）p. 1.

⁷³ 厚生労働省（2024b）p. 4.

うな非正規雇用者を、正規雇用へ移行していく施策が必要になる。

4.2 正規雇用への登用

政策の1例として、企業が正規雇用に登用することに対する助成金の拡大が挙げられる。

日本の非正規雇用から正規雇用への移行についての主な経路は、同一企業内での移行、すなわち内部労働市場における移行である⁷⁴。性・年齢別に非正規雇用から正規雇用への移行をみると、男性では、同一企業内での移行割合は別企業への移行割合に比べて2倍高くなっており、年齢別には、同一企業内での移行に大きな差がない。一方で、女性では、同一企業内での移行の割合は男性の約5分の1となっており、大きな男女格差が存在することがわかる。年齢別では、若年層で同一企業内の移行割合が比較的高いが、どの年齢においても移行割合は男性より大幅に低くなっている。別企業の正規雇用への移行については、男女ともに29歳以下でその割合が高くなっているが、どの年齢層でも男性より女性のほうが移行する割合が低くなっている⁷⁵。

このように、正規雇用への移行割合には男女格差が大きく、男性では、同一企業内と別企業を合わせた移行割合は約25%だが、女性では5%に満たず、著しく低くなっている。加えて、企業規模では、30人未満の小規模の企業において、同一企業の正規雇用への移行確率が有意に高くなっており、大規模企業において非正規雇用から正規雇用へ移りにくいことがわかる⁷⁶。

非正規雇用から正規雇用への移行において、特に中小企業では、正規雇用へ登用することに対するコストが足枷になっていることが多い⁷⁷。そこで、非正規雇用において同一企業内での勤続期間に上限を設け、一定期間以上雇う場合は正規雇用で雇うという規制を設ける。それに加え、正規雇用への登用に対する助成金を拡大する。これにより、コストを軽減しつつ、正規雇用へ登用することに対するインセンティブを与えることができる。助成要件をスキル訓練・賃上げ・評価制度整備と連動させることで、単なる人件費補填に終わらせず、労働者の処遇改善につなげることが重要である。

4.3 多様な契約形態の創出

政策の1例として、多様な契約形態の創出が挙げられる。

正社員とは、(1) 将来の職務が限定されていない、すなわち突発的な残業、転勤、職種の転換などを含めなんでも受け入れることを前提とした「無限定社員」であり、(2) 期間の定めのない契約を結んでいて、(3) 解雇権濫用法理が適用される、といった3つの条件から成り立っている⁷⁸。(3)の解雇権濫用法理とは、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められな

⁷⁴ 四方（2011）p. 97.

⁷⁵ 四方（2011）p. 94.

⁷⁶ 四方（2011）p. 97.

⁷⁷ 四方（2011）p. 93.

⁷⁸ 鶴（2011）p. 29.

い解雇を無効とする法理のことである。この3つの条件の相互関連は強く、多様な契約形態の創出のためには、無期雇用という条件を維持しながら、勤務内容に制限を加えたり、業務を切り分けたりする必要がある。そして、それに合わせて解雇権濫用法理の適用も変化させる⁷⁹。

具体的には、短時間正社員、勤務地限定正社員、職種限定正社員などが挙げられる。通常の正社員より1週間の所定労働時間や勤務地、職種を制限して、それに応じた基本給・賞与・退職金などの算定方法をフルタイム正社員と同等にするという制度である⁸⁰。非正規雇用から正規雇用へ移行しつつ、仕事と育児の両立を推進することができるほか、能力がありながら長時間働けない労働者や高齢者といった人材を確保し定着させることができるため、人材不足の対策にもなると考えられる⁸¹。

このような多様な契約形態の創出にあたっては、限定された職務地や職種の仕事が消滅した場合を解雇事由に加えることを最初の契約などで明確化することが必要になる。加えて、限定されていたポストが消滅した場合でも、公正な人選方法や納得のいく協議プロセスが設定されていれば、解雇権濫用法理が適用される場合でも、解雇の客観的合理性や社会的相当性の要件は既に満たされているという合意が成り立つ⁸²。そのためには、労使、政府、法曹界が協力してコンセンサスを形成し、ガイドラインを作ることが求められる。こうした仕組みは、企業側からみれば解雇コストの低下、予測可能性の向上につながり、正規雇用が多様化することで正規への雇入れ機会が高まる効果が期待できる⁸³。

厚生労働省の調査によると、短時間正社員制度を導入している事業所の割合は2023年度で17%である。加えて、勤務地限定正社員や、職種・職務限定正社員といった「多様な正社員制度」という括りで見ても23.5%しか導入されていないといった現状である⁸⁴。

多様性と柔軟性を重視した働き方を「周辺」ではなく「中核」として位置づけ、多様な契約形態の創出支援を拡大する必要がある。多様な契約形態の拡大は、労働市場の活発化を促し、経済の活性化にもつながると考えられる。

4.4 最後のセーフティネットとなる社会保障政策

社会保障とは、国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネットである。「社会保険」、「社会福祉」、「公的扶助」、「保健医療・公衆衛生」からなり、子どもから子育て世代、お年寄りまで、全ての人々の生活を生涯にわたって支える。社会保障制度は多岐にわたり、国のみならず都道府県や市町村など、様々な主体がそれぞれに役割を担い、連携しながら実施している⁸⁵。

⁷⁹ 鶴（2011）p. 29.

⁸⁰ 厚生労働省（2011）p. 1.

⁸¹ 厚生労働省（2011）p. 1.

⁸² 鶴（2011）p. 29.

⁸³ 鶴（2011）p. 29.

⁸⁴ 厚生労働省（2024c）p. 28.

⁸⁵ 厚生労働省.

社会保障におけるセーフティネットは二段構えになっており、第一のセーフティネットが年金保険、介護保険、雇用保険といった社会保険であり、第二のセーフティネットが公的扶助、すなわち生活保護制度である。本項では、失業者のセーフティネットである雇用保険について考察する。

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に 必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図る。それとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的としている⁸⁶。

しかし、失業しているにもかかわらず、失業関連給付金を受給できない場合がある。具体的には、雇用保険の被保険者資格を取得しない（できない）労働者が増大している、離職しても受給要件を満たさず給付制限により受給することができない求職者が増大している、長期失業により受給期間を満了した求職者が増加している、といったことが挙げられる⁸⁷。

自らの収入だけでは生活が困難な非正規雇用者が急増し、雇用期間の満了、雇止めといった失業の危機にさらされている人が増加している中、セーフティネット機能が弱体化していることは、大きな問題である。正規雇用への移行も重要だが、合わせて社会保険の適用範囲を拡大し、セーフティネット機能を強化する必要がある。

おわりに

本研究では、日本における貧困について定義し、そのうえでさまざまな形の貧困を分析し、原因を考察してきた。そして、共通の要因である所得の低さに焦点を当て、非正規雇用から正規雇用へと移行する雇用政策、あわせて失業者のセーフティネットである雇用保険について考察してきた。

正規雇用への移行のためには、非正規雇用からの登用の拡大、短時間正社員、勤務地限定正社員、職種限定正社員といった多様な契約形態の創出支援が必要であると考察した。加えて、社会保険の適用範囲を拡大し、より多くの人が失業関連給付金を受け取ることができるようセーフティネットを強化することも必要である。

日本の相対的貧困は、雇用形態の不安定化、ジェンダーギャップや家族形態、社会保障の断絶、教育環境といった様々な要因の結果として現れている。より多くの人が安定した雇用を得ることができ、多様性、柔軟性をもって働くことができる社会を実現すれば、貧困の連鎖を断ち切り、誰もが「なりたい自分になれる自由」に近づくことができるのではないだろうか。

⁸⁶ 深尾（2013）p. 179.

⁸⁷ 丸谷（2009）p. 5.

参考文献

- ・ あすのば（2018）「子どもの生活と声 1,500 人アンケート最終報告～ひとりひとり、1/1 の生活と声に向き合って～」,
https://www.usnova.org/wp-content/uploads/2018/06/report_180615.pdf
- ・ 阿部彩（2012）「「豊かさ」と「貧しさ」：相対的貧困と子ども」,
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjdp/23/4/23_KJ00008521584/_pdf
- ・ 阿部彩（2024）「相対的貧困率の動向（2022 調査 update）」,
<https://www.hinkonstat.net>
- ・ 岩田正美（2007）「現代の貧困－ワーキングプア／ホームレス／生活保護」.
- ・ 大内裕和（2025）「スキマバイト・闇バイトに追い込まれる若者たち」『情報・知識&オピニオン imidas』,
https://imidas.jp/mikata/1/?article_id=l-60-065-25-04-g600
- ・ 落合洋一（2019）『2030 年の世界地図帳』SB クリエイティブ.
- ・ キッズドア（2023）「不登校」,
<https://kidsdoor.net/issue/futoko.html>
- ・ 小浜逸郎（2020）『まだ MMT を知らない貧困大国日本』徳間書店.
- ・ 四方理人（2011）「非正規雇用は「行き止まり」か？－労働市場の規制と正規雇用への移行」,
<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2011/02-03/pdf/088-102.pdf>
- ・ チャンス・フォー・チルドレン「子どもの貧困と教育格差」,
<https://cfc.or.jp/problem>
- ・ 鶴光太郎（2011）「非正規雇用問題解決のための鳥瞰図－有期雇用改革に向けて－」,
<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/11j049.pdf>
- ・ 藤田和恵（2025）「「タイミーおじさん」平気で使う人たちの危うさ」『東洋経済オンライン』,
<https://toyokeizai.net/articles/-/852422>
- ・ 日本財団ジャーナル編集部（2022）「子どもが子どもらしく生きられる社会に。ヤングケアラーと家族を支える」『日本財団ジャーナル』,
<https://www.nippon-foundation.or.jp/journal/2022/75343/young-carers/>
- ・ 深尾孝之（2013）「セーフティネットとしての社会保障 — 生活保護制度を一つの手掛かりとして —」,
https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2013pdf/20130115175.pdf
- ・ 堀口涼子（2024）「ヤングケアラーと生活困難度との関連について」,
<https://beyond.research-miyacology.tmu.ac.jp>
- ・ 丸谷浩介（2009）「失業と生活のセーフティネットを いかに張り直すか－社会保障法の視点」,
<https://www.rengo-soken.or.jp/dio/dio241-1.pdf>
- ・ 岡山県（2018）「岡山県子どもの生活実態調査」,
[929587_8904509_misc.pdf](https://www.929587_8904509_misc.pdf)

- ・厚生労働省（2011）「短時間正社員制度の導入・定着支援」，
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/quality/dl/yosan-02.pdf
- ・厚生労働省（2016）「平成28年 国民生活基礎調査の概況」，
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf>
- ・厚生労働省（2019）「日雇派遣の原則禁止について」，
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000644420.pdf>
- ・厚生労働省（2020）「ヤングケアラーの実態に関する調査研究について」，
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000767891.pdf>
- ・厚生労働省（2022a）「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携のあり方について」，
<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000961867.pdf>
- ・厚生労働省（2022b）「生活保護制度の現状について」，
<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000977977.pdf>
- ・厚生労働省（2023）「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」，
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/14.pdf>
- ・厚生労働省（2024a）「ギャンブル関連問題実態調査」，
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/567448000_00001.html
- ・厚生労働省（2024b）「「非正規雇用」の現状と課題」，
<https://www.mhlw.go.jp/content/001234734.pdf>
- ・厚生労働省（2024c）「令和5年度雇用均等基本調査」，
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r05.html>
- ・厚生労働省（2025a）「生活保護の被保護者調査（令和7年3月分概数）」，
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2025/dl/03-01.pdf>
- ・厚生労働省（2025b）「被保護者調査（令和5年度確定値）」，
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2024/kakutei.html>
- ・厚生労働省「社会保障とは何か」，
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21479.html
- ・こども家庭庁（2023）「こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援の現状について」，
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fl1dc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9bde9c85/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_01.pdf
- ・総務省（2025）「統計からみた我が国の高齢者」，
<https://www.stat.go.jp/data/topics/pdf/topics146.pdf>
- ・内閣府（2024）「令和6年版高齢白書（全体版）（PDF版）」，
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2024/zenbun/06pdf_index.html
- ・内閣府男女共同参画局（2024）「男女共同参画に関する国際的な指数」，
https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html
- ・文部科学省（2016）「不登校児童生徒への支援の在り方について」，

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1375981.htm

- 文部科学省（2022a）「結果の概要-令和3年度子供の学習費調査」,
<https://www.mhlw.go.jp/content/001234734.pdf>
- 文部科学省（2022b）「ヤングケアラーに関する調査研究について」,
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_01458.html
- 文部科学省（2024）「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」,
https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_2_2.pdf
- WORLD BANK GROUP（2022）「Fact Sheet: An Adjustment to Global Poverty Lines」,
[https://www.worldbank.org/en/news/factsheet/2022/05/02/fact-sheet-an-adjustment-to-global-poverty-l
ines](https://www.worldbank.org/en/news/factsheet/2022/05/02/fact-sheet-an-adjustment-to-global-poverty-lines)